

8. 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安(1)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。</p> <p>例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している一つひとつの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。</p> <p>また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <p>設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企画の積極的活用 国際整合性のとれた保安規制の整備</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。</p> <p>一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

危険物・防災・保安(2)	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進
規制の現状	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。</p>
要望内容	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。</p> <p>規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規定化を進めるべきである。</p>
要望理由	<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。</p>
根拠法令等	<p>石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第7～13条、15条、16条、19条、20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁特殊災害室

<p>危険物・防災・保安(3)</p>	<p>1-S型泡放射砲のリング火災への適用【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>リング火災の消火に対して、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。 1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第8条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安(4)</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期の延長</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査の周期は1年1回と規定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期を2年に1回とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期は1年とされている。 他方、操業条件が同等の気化器、熱交換器、容器等のガス工作物の自主検査周期は、ガス事業法では25ヶ月または37ヶ月を超えない時期に実施することとされており、規制の合理性に欠ける。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法第37条、第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省安全課</p>

<p>危険物・防災・ 保安(5)</p>	<p>ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラーの性能検査は毎年開放検査を行うことが基本であるが、運転時性能検査の認定を受けた場合、隔年で開放検査と運転時検査を行うことができる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>運転時性能検査の更新手続は、「ボイラー等の連続運転認定要領」に定める手続によることとされているが、変更点がない場合も同じ書類の再度添付が求められているが、重複し不必要な資料の提出は不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>運転時性能検査の認定を受けた際に提出した書類のうち、変更のないものを再度提出することは単なる重複であり、再添付を不要とすることにより、準備作業の効率化を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラー等の連続運転認定要領(基発第0329018号 平成14年3月29日)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>危険物・防災・保安(6)</p>	<p>ボイラー点検項目の点検周期の延長【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラーの点検周期は、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則等関連法令等に詳細に規定されている。しかし、項目によっては、ボイラーの運転を頻繁に停止させなければ実施不可能なものもあり、特に運用上頻繁な停止が困難なボイラーについて円滑な運転が困難となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>連続運転が求められるボイラーについては、短周期のボイラー停止を前提とする点検項目は、例えば起動・停止時や定期点検実施時等にあわせて点検を行うか、別の点検等で安全が担保できる場合は代替を認めるなど、実態に合った柔軟な対応が可能となるよう、指針・基準等を改訂すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ボイラーの点検は、下記の指針等に準拠して実施しているが、中にはボイラーの運転を停止しなければ確認できない項目があり、連続運転の求められるボイラーについて支障を来している。特に、運転時性能検査を認められたボイラーについては、停止を前提とする点検項目が短い周期で設定されていることは合理的ではなく、実態にあった柔軟な対応が求められる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針 ボイラーの遠隔操作に関する基準 定期自主検査指針</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>危険物・防災・保安(7)</p>	<p>第一種圧力容器の適用除外の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>クーラーのうち、石油精製プラントで用いられるもの以外は、第一種圧力容器とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>クーラーの冷却水出口側にバルブを設けた場合でも、冷却水側に溶解栓または自動制御装置等の安全対策を講じた場合は第一種圧力容器の適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>クーラーのうち、石油精製プラントで用いるものについては、石油精製関係圧力容器一覧において第一種圧力容器の適用外とされているが、その他のクーラーについても、同じ使い方をすることは異なる取扱いを行う理由はない。 蒸気ボイラーから蒸気を受け入れて水を加熱する熱交換器は第一種圧力容器に該当するが、加熱された温水を受け入れて保有する温水ヘッダーについては、自動制御装置2個以上、または溶解栓2個以上、または溶解栓1個以上と自動制御装置1個以上を備え、内部の温度が常に100 を超えないようにした場合、第一種圧力容器の適用除外とされており、クーラーについても同様の措置を講じた場合は、第一種圧力容器の適用除外としても問題ないと考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法施行令第1条第5項イ (蒸気その他の熱媒を受け入れ、または蒸気を発生させて固体または液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省安全衛生部</p>

危険物・防災・保安(8)	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入
規制の現状	<p>< 範囲の拡大 > 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。</p> <p>< 自主検査の導入 > 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>
要望内容	<p>< 範囲の拡大 > 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張り検査および保安検査まで拡大すべきである。</p> <p>< 自主検査の導入 > さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。 当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p> <p>経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会の最終報告(平成12年11月)でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなり、整合化を図るべきである。</p>
根拠法令等	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁危険物保安室

<p>危険物・防災・保安(9)</p>	<p>引火性液体危険物の定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。昨年度要望に対しては、「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条(用語の例)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

危険物・防災・保安(10)	危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】
規制の現状	<p>使用中の危険物対象施設を移設する場合、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用することができない。</p>
要望内容	<p>移設前に完成品検査済証が発行されている危険物対象設備は、事前に各種の申請書類を提出しており、完成検査の短縮を図るとともに、検査対象項目を見直し、迅速な再稼動を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>危険物施設を移設する場合、移設前に検査済証を発行されていても、変更に伴う検査済証の発行を受けるまで生産ができない。しかしながら、検査期間は地域により違いが大きく、円滑な生産に支障をきたしている。</p>
根拠法令等	消防法第11条第1項、第5項
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁

<p>危険物・防災・保安(11)</p>	<p>危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物一般取扱所の認可・変更については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令において、当該施設の位置、構造および設備に関する基準が定められている。しかし、申請先の自治体の裁量によって、提出を求められる書類が異なっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一般取扱所の位置、構造および設備の基準については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令に定められたものであることを確認し、同一の基準に基づいて許可が行われるよう指導するとともに、提出書類についても明確にし、地方公共団体の裁量による上乘せ、横出しが行われないよう徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>許可基準の地域間格差が生じるとともに、申請先によって求められる提出資料の内容が異なる結果、過大な負担が生じており、競争上の不公平が生じている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第10条(危険物の基準)、11条(許認可権者) 危険物の規制に関する政令第9条、19条(位置、構造および設備の基準)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁</p>

<p>危険物・防災・保安(12)</p>	<p>移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>規制緩和の進展により、現在タンクローリーの最大積載容量は最大30klまでとなっているが、各ハッチの最大容量は、最大積載容量が20klであった時と同じ4klとなっている。このため、ハッチ数の多さ(最大8ハッチ)が荷役時間の長期化に繋がり、効率的な荷役作業を阻害することとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>タンクローリーのハッチについては、最大容量を現在の4klから拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>イギリス、オランダ等EU諸国では、4kl以上のハッチが可能となっており、わが国において4klに限定すべき理由はない。 ハッチ最大容量の緩和により、タンクローリー車体の軽量化による燃費改善、荷役作業時間短縮による配送効率の向上、荷役作業工程数の減少による荷役トラブルの抑制等の効果が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>危険物の規制に関する政令第15条第1項第3号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安(13)</p>	<p>タンク底板溶接部検査の省略【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または1度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>消防庁の「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」で明らかになったように、タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。 応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防危第56号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安(14)</p>	<p>危険物施設の変更の際の非変更部分に係る仮使用許可申請の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物施設の変更工事に際しては、変更申請を行うが、申請後は完成検査を受けるまで、当該施設全体が使用できなくなるため、施設のうち変更部分以外を使用するためには、仮使用許可申請を行い、市町村長などの承認を得る必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>当該施設のうち変更を伴わない部分については、施設の変更申請時に、工事期間中に講じる火災予防上の措置についてあわせて審査することとし、仮使用許可申請は不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>施設の変更を行う際、高圧ガス保安法、労働安全衛生法では、当該部分の変更のみの申請を行い、変更を伴わない部分については引き続き使用することが可能となっている。消防法についてのみ、仮使用許可申請の承認が求められるのは合理的でなく、制度間の整合性を確保すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第11条第5項 消防法危険物の規制に関する規則 第5条の2(仮使用の承認申請)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

危険物・防災・保安(15)	輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入【新規】
規制の現状	<p>海外の自動車メーカーでライン生産されるLPガス自動車は、日本に輸入する時点で、燃料容器・容器付属品を取り外し、検査を受けなくてはならない。 また、取り外して検査を受けることにより、「製造国で完成された自動車」でなくなり、自動車型式認定を取得して販売することができない。</p>
要望内容	<p>海外メーカーで生産された完成LPガス自動車について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づく承認を受けた燃料容器・付属品を採用するものについては、輸入時の容器・付属品検査を廃止または省略すべきである。 また、LPガス自動車に関する規制について、自動車部分(国土交通省)と燃料容器・付属品部分(経済産業省)間で、二重規制が生じないように調整を行うべきである。</p>
要望理由	<p>海外の自動車メーカーがライン生産を行っているLPガス自動車を輸入しようとする場合、国際的な基準認証に合格しているにも関わらず、輸入時点で車両からいったん取り外し、日本国内で容器・付属品の検査を受けなくてはならない。その結果、国の型式認定が受けられなくなり、事実上輸入ができなくなっている。 海外で生産され、わが国に輸入される可能性のあるLPガス自動車は、容器・付属品について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づいて、生産国で認証を受けている。しかし、世界中の殆どの国がこの基準で認証を受けた自動車の輸入、型式認定等を認めている中、日本はこの基準から離れて規制を行っているため、消費者の自由な選択を妨げることとなっている。 ECE基準の認定を受けた自動車部品を使用したLPガス自動車が、日本で保安上、道路交通安全上問題を生じるとは考えにくい。 輸入の実現により、年間40億円規模のビジネスが創出されると見込まれるだけでなく、地球環境の観点からも貢献が期待される。また、日本製のLPガス自動車の開発促進と、海外市場を視野に入れたビジネス創出も期待される。</p>
根拠法令等	<p>高圧ガス保安法容器保安規則第7条・17条 道路運送車両法第75条 道路運送車両の保安基準第17条2</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力・安全保安院 保安課 国土交通省自動車交通局 国際業務室</p>

<p>危険物・防災・保安(16)</p>	<p>高圧ガス認定保安検査実施者の要件の緩和[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>コンビナート等保安規則では、完成検査に係る認定の基準について、役員を長とする保安対策本部等の設置が求められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>商法上の役員に加え、取締役会において委任された者も可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>商法改正に伴い、商法上の役員数は減る傾向にある。取締役会の選任した者への保安・防災に関わる責任と権限の委任を可能とすることにより、より確実な保安・安全体制の整備が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高圧ガス保安法第39条の3(完成検査に係る認定基準等) コンビナート等保安規則第41条(完成検査に係る認定の基準等)別表第5、6</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省</p>

<p>危険物・防災・保安(17)</p>	<p>高圧ガス設備の軽微な変更届の対象の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の変更について、都道府県知事の許可を不要とする軽微な変更の工事について、コンビナート等保安規則において範囲を定めている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>同径・同材質・同強度の配管の取り替え、バルブの切り込み、D/C(ドレンコック)、V/C(ベントコック)の取り付け等で溶接する場合についても、軽微な変更として対象を拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、軽微な変更ならびに手続が不要となる変更の範囲は極めて限定的となっている。技術上の基準を維持するための日常的な補修工事として行う、位置・構造の変更を伴わない溶接行為については、軽微な変更の対象とし、不必要な手続の負担を緩和すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高圧ガス保安法第14条第1項 コンビナート等保安規則第14条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>